

第七回国会 農林委員會 會議錄 第十八号

昭和二十五年三月二十四日(金曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事安部 俊吾君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事山村新治郎君

理事井上 良二君 理事小林 運美君

理事山口 武秀君

青木 正君 足立 篤郎君

宇野秀次郎君 遠藤 三郎君

河野 謙三君 寺本 齋君

中垣 國男君 中村 清君

原田 雪松君 平澤 長吉君

平野 三郎君 淵 通義君

村上 清治君 守島 伍郎君

山本 久雄君 足鹿 尊君

石井 繁九君 坂口 主税君

高田 富之君 横田甚太郎君

小平 忠君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 (農政局長) 藤田 巖君

農林事務官 (畜産局長) 山根 東明君

食糧庁長官 安孫子藤吉君

委員外の出席者

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月二十三日

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

同日

第一類第九号 農林委員會會議錄第十八号 昭和二十五年三月二十四日

中京地区に国営競馬場設置促進に関する請願(八木一郎君外三名紹介)

(第一七二二号)

用材規格規程等廃止の請願(眞鍋勝君紹介)(第一七一四号)

放射線による米穀増収研究費国庫補助に關する請願(村上清治君紹介)

(第一七五二号)

岩手県下の国有牧野開放に關する請願(野原正勝君紹介)(第一七五六号)

蘆花の安定施策樹立等に關する請願(淺利三郎君紹介)(第一七六四号)

水溶性マンガン肥料保証成分量引下げ等に關する請願(山本猛夫君紹介)

(第一七九五号)

鳥取県の農業改良事業費国庫補助増額等に關する請願(足鹿尊君紹介)

(第一八一一号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任

連合審査會開會に關する件

油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

公団に關する小委員長の中間報告聴取

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に、議案が付託になりましたから、御報告申し上げます。昨

二十三日、内閣提出による農業協同組合法の一部を改正する法律案が本委員會に付託と相なりしたので、以上御

報告申し上げます。

次に、小委員辭任の申出があります。公共事業小委員であります安部俊吾君から、小委員辭任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは辭任を許可するに決しました。

なお、ただいま辭任を許可いたしました公共事業小委員の補欠選任を行わねばなりません。これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは中垣國男君を公共事業小委員に指名いたします。

○小笠原委員長 それでは、昨日に引き続きまして、油糧配給公団法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題とし、その質疑を継続いたします。

〔委員長退席、松浦委員長代理席〕

○河野(續)委員 食糧管理局の長官に

一、二お尋ねしたいのです。現在食糧總合配給の中に、パン、乾飯、乾

パン等が入っておりますが、これにつきまして、昨年の議會におきまして、私意見を申し上げたことがあるのであります。わたくし消費者の立場から考へますと、現在は燃料事情も相当緩和しておりますし、家庭労務の事情も

相当緩和しておりますし、この機会に、従来のように、パン、乾飯、乾パンというような最終製品を配給するにあらざるで、われ／＼の家庭には一切原料で配給すべきである、私はかように考え、去る議會で希望を申し述べたのであります。その際に長官から、十分研究して追つてお答えするといふ御返事があつたのであります。その後約半年を経過しております。この機会に、これらの御方針について、明確に、いつからどのようにかえらうかといふことを御答弁いただきたい、かように思うのです。私がかように主張いたしますのは、重ねて私は申しませんが、これは単に食糧だけではなくして、肥料の場合にも、飼料の場合にも、配合にあらずして原料、すなわち肥料の場合には単肥、えさの場合には単味、各家庭の場合には原料の粉でもらいたいといふのが一般の声であります。またさういふべきであります。従来はどうか、食糧の場合は燃料が困るだらうとか、奥さんが忙しくて困るだらうとか、農家の場合には、農家に肥料知識がないとか、えさの場合には、農家にえさの知識がないとかいうことで、御親切はけつこうでありますけれども、そこまで行きますと、いわゆる役人の悪女の深情といふことでもあります。さうなことは、この機会に改めていただいて、もう少し大まかに各家庭にまかしてもらいたい。そして、私は、肥料は單肥、えさは單味、食糧は必ず原料でもらいたい。われ／＼の女房は粉

をもらいますれば、それで十分なように、パンを焼くなり、うどんをつくるなり、まんじゅうをつくるなり、だんごをつくるなり、適当にやります。また各家庭でできなければ、そのときに初めて町の一番優良なパン屋さんに行つてお願いするわけです。この機会にぜひ従来の制度を改めていただきたいことを強く希望するものであります。これについての明確な御答弁をお願いしたい。この前のようにとくと考慮しておくという程度では、もうこの時期に至つては、私どもは納得が行きませんので、特にお願いいたします。

○安孫子政府委員 この前の國會でお話のごさいましたように、大体消費者の立場から申しますと、単肥配給の方が適當であるという御意見を拜聴したわけでありました。当時お答えを申し上げましたのは、私どもは全国的にいろいろ消費者の声を聞きますと、単肥配給を希望する向きもありますし、また最終形態において配給されることを希望する向きもあるものであります。この点はいずれとも画一的に決定をして、その方針に進むことは、全国的に見ますと適當じやないもので、その間の調整をはかりたいということを申し上げたと記憶いたしております。加工品の配給につきましても、各府県の実情によりまして、東京都はいずれの形態のものもとどるような情勢に大体あります。地方の県におきましては、すべて加工形態である、あるいはすべ

て単体であるというような、まだあまり進歩しない配給組織をとつていふ所もあるものであります。これを一律に全国的に消費者の最も好むところによつて、配給し得るような組織、やり方を考えたいというのを申し上げておつたと思ひます。お尋ねの点につきましては、結局において消費者が加工形態において受取るか、単体において受取るか、消費者の意思によつてきまるような仕組みを、私どもとしては採用いたして参りたいと思つております。端的に申しますと、フリー・クー

ポン制のようなものがこの際に取り得るならば、この問題はある程度解決すると思つております。私どもとしては、フリー・クーポン制を全国的に採用することについて、大體研究を遂げて、いろいろ各方面と折衝いたしておる最中でございます。これが実現をいたしますれば、この前御質問のありました、また今回御質問のあつた要點に、お答えすることができるとはなからうかと思つております。大體その後の経過は以上の通りでございます。

○河野(議)委員 御意見ありがとうございます。聞いたしまして。つきましては、私はこの機会に関係方面との折衝等もありと思ひますけれども、できるならば大體いつから、またいつころからこの制度に切りかえるということを御言明いただければ、たいへんけっこうだ、かように思つております。

それからもう一つ伺ひたいのは、乾パンの問題であります。乾パンはおやめになる意思があるかどうか。これは今ほとんど乾パンの必要がなくなつてゐるのではないが、同時にこれらを加工いたしましたとしても、配給する場合に配

給辞退等が相当多いのではないか。また多いに私は聞いております。これにつきまして、重ねて伺ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 フリー・クーポン制を採用いたします時期は、できるだけ早く、方針がきまりますれば実行いたしたいと思ひます。ただいまから五月でありますとか、六月であるとか、はつきりした時期は、実はお答えいたしかねるのであります。できるだけ早く了解を得まして、実行いたしたいと思ひます。

乾パンの問題であります。これは御承知のように、戦争中あるいは戦争後におきまして、非常に窮乏いたしました際、相当製造いたしてゐるのであります。これも情勢の変化によりまして、順次減らすべきものであり、また食糧の全般的な情勢から申しますならば、乾パンの配給というようなものも、非常に配給辞退も多い現状でありますので、適当な機会にこの点を処理いたしたいと思ひます。

○河野(議)委員 ただいまの御答弁で、可及的すみやかにというふうな伺ひましたが、くどく申し上げます。今に今にと言つて、死なないうちに人がありますから、死なないうちにひとつやつていただきたいということ強く申し上げます。今の制度において、パン屋さん、うどん屋さんの陰にある消費者は、非常に犠牲が多いのであります。長官も御承知のように、パン屋さんは何で利潤をとつてゐるか、うどん屋さんは何で利潤をとつてゐるか、加工賃で利潤をとつてゐる。今の検査制度におきまして、検

査制度の不備のために、水分の多いパン、うどんをつくりまして、原料を割なり、ひどいところは二割はねまして、これによつてパン屋さん、うどん屋さんは利潤を得てゐるのであります。この犠牲は全部消費者でありまして、さうなことをわれ／＼は見忍びないであります。でありますから一日も早く、これは死なないうちにひとつやつていただきたい、かように強く要望いたします。

なお私は関連いたしまして、農政局長にお伺ひしたいのでありますが、本議会に肥料取締規則の改正法案を出しになる御意思があるかどうか、それがまず第一点。

それから今のパン、うどんと同様に、肥料におきまして、今後配合肥料を全廃する御意思があるかどうかといふことをお伺ひしたい。私はこの機会に希望をつけ加えますが、配合肥料は絶対に私はやめてもらいたいと思ふ。一つの例をいたしまして、本年の春の肥料におきまして、農林省は、農家の希望があつた場合には配合肥料を許すという制度をつくられた。局長御存じの通り、岩手、宮城、茨城、その他数県から農家の希望であるかのごときか

つこうで、配合肥料の希望が来ております。ところがわれ／＼これを裏から見ますと、いずれも全国で配合肥料を希望する県は、判で押したように、一つの資本系統の会社が勢力の伸びてゐる所からされております。これは一見農家の希望のごとくでありますけれども、事実はその資本系統と農家の役人が農家をさそつて、配合肥料を希望してゐるようなかつこうをとつただけであります。この結果は、必ず農家がまた

犠牲になるのであります。同時に、今の取締り陣営、取締り規則の不備の点から行きますと、配合肥料を今のように許可して行く限りは、絶対に農家は肥料の被害からのがれることはできません。少くとも私は今のパンやうどんをやめて、全部原料で配給してもらいたいという希望を申し上げると同時に、肥料のように一見してわからぬようなものは、この際農林省は大いに考え願つて、少くとも配合は今後全廃する、制度の上からこれをはずすといふことにしてもらいたい。これについての御意見を伺ひたい。

○農田政府委員 肥料取締法を本議会に提案するかといふことであります。私が私どもといたしましては、提案の予定をもちまして、現在司令部にアプルーヴァルの申請中でございます。まだ関係方面から完全な了解が得られませんが、重要な二、三点についての御意見がございまして、それを折衝いたしております。これが解決次第国会に出したい、かように考えている次第でございます。

それから配合肥料の全廃の問題であります。われ／＼の考えておりますのは、農家の希望しないものを、むりやりにこれを押しつけるというところは考へておりませんので、農家が希望をいたしました場合に配合肥料としてこれを配給する。こういう考え方でおるわけでありまして。今お説のように、それは必ずしも農家の希望でなく、特定の会社の指導に基くものである。こういうような御意見もございまして、地方的には従来やはり配合肥料の効果も知り、よくそれに対する経費のあるところもあるわけでありまして。われ／＼

といたしましては、やはり建前といったしましては、農家の希望に基いて考へ、農家の希望しないものはこれは配給しない、農家本位に考へて行くといふふうなことでやつて参りたいと思つております。

○河野(議)委員 農家の希望というところをおしやいましたが、農家が希望する場合は村の協同組合の委託配合なり、近隣の町の商人の委託委託配合なり、間に合ふのであります。また配合の設備がなければ、シャベルの配合でも間に合ふのであります。私は農家の意思を無視して、何でも単肥でやれとは申しませんが、農家の希望がある場合には、それ／＼その希望を満たす機関は町村にあります。だから国としては、とかく従来間違ひの多かつた、また最近も間違ひの多いこの配合肥料といふものを、肥料の制度の上から除いてもらいたい、かように思つております。これは私はまたあらためての機会に御意見を承ることにいたしまして、一応この機会に強く希望を申し上げておきます。

○横田委員 ちよつと関連して安孫子食糧長官にお伺ひします。このごろ非常に配給米の評判が悪い。その悪い要點は大體くさい、それから黒い、ぬかが多い。それから砕けた米が多い。こういうことが言われておる。私たちが公平に見ましたところ、外国から入つておりますところの米は、高いこと高いが、日本の米よりは悪い、だから入つた米をもう一回日本の規格に合するよう検査をして、砕けた米を別にとつてしまつて、よい米を配つてもらう。そういう意思があるかないか。それから今度日本とビルマの間であ

二

刻しては検牧員をお出しになる、そう
いたしますと、ただいま入つておるも

来られたという風評があるようですが、それはどうですか。

話があつたやうであります。これは將來の農業政策について基本的な問題で

面において、昨今の情勢からいたしま

現われ、おきまされ、お類の買上げに
いても、これが明確にされておきま

も類が主食の一部にとられ、ずつと今日まで統制されて来ておつたものが、この法律によつて完全に統制がはずれることになる、そうすると、ここにわが国の食糧は、いもを除いた一つの大きな転換に來ておるわけでありませう。だから政府として、国内食糧の自給というものを、一体どの程度考えておるかという問題が、非常に大きな問題になつて来ると思つておられます。私の考えから行きますならば、いもがこういう形で統制がはずれますと、近く難穀も統制が一部撤廃されましよう。さらに進んで麦もはずすことになるかもしれません。そういう場合に国内の食糧の生産確保及びその自給度の問題が、外国食糧の關係から非常に圧迫される状態に置かれて来ると思つて、政府は一体国内の食糧にどれとどれとを確保して行こうとするか、そして自給度は一体どこに目安を置いて行くか、私は少くとも敗戦下の日本、しかも占領されておる日本として、われわれ国内であらゆる努力をいたしまして、生産を高め、そうしてお互いが足らぬものはそれによつて食べて、實際足らぬ分だけはやむを得ませんから、外国から援助を受けるなり、また購入するなりしなければならぬ。内輪の食糧をいかに増やして、他から援助を受け、他から輸入するといふようなことは、少くとも食糧の担当者としてのあなたは、根本的に考え直さなければならぬじゃないか、われわれ飢えてかつてゐるときに、ぜいたくは言えないのであります。まして自分が働いた金ではなくて、他人の働いた金で恵んでもらつておる今日のわが国の実情を考えたときに、国内で從來主

○安孫子政府委員 国内の食糧の自給度の引上げにつきましては、從來も大臣からいろいろ申し上げておられます。わが国といひましては、できるだけ国内食糧の自給度を高めるといふ方向に、農業政策の基本を持つて行くことについてはかわりはないのであります。その点については、いまのお話は、統制を継続しておればこれが自給度の向上に役に立つが、統制を緩和しあるいは統制をはずしますと、それが自給度の向上に非常な支障を来すといふ結論になるというお話のようであつたのであります。その点については、私は必ずしもさうに考えないものであります。もちろん外国食糧が相当大量に入る可能性のある昨今におきまして、国内の統制のある程度維持して参りますことが、日本の農業の将来に對して私は適切だと思ひますけれども、從來通りの統制方式をこのまま続行することが、はたして食糧の増産、並びに生産者である農村の将来に對してよいかどうかという点については、慎重に研究をする必要があるのではないかと思つておられます。さうした観点から、供出制度あるいは食糧政策の基本問題について十分検討を加えて行きたい。こういうふうに思つておるわけでありませう。

食として来たものはずして、そうして足らぬ、援助を得るといふような考へ方は、根本的に改めなければならぬと思つて、この基本的な食糧政策に對しての、あなたの考へ方をまづ伺ひたい。

○井上(良)委員 非常に誤解をされる危険がありますから、申し上げておきますが、少くとも食糧に統制を加えて

おりますのは、絶対量が足らぬゆゑに加えておる。絶対量が満ちて参りますならば、何も統制する必要はない。そこに問題がある。野放しにしておいて、自給度がどん／＼高まり、また配給その他の面に適正が期せられるといふのならば統制する必要はない。統制するといふのは、やれにやまれぬ国家として絶対的な條件の上に立つておるがゆゑに統制しておる。それを今のあなたのお言葉は、別にはずしたところでは、いかにもいじやないかといふようなお言葉ですが、これは私はもつてのほかだと思つて、あなた方みずから昨年臨時国会に食糧法一部改正案を出し、国会はこれに反対をして審議未了にしたのに、国会開会中にボツ勅によつて、政令で供出後の追加供出を強権をもつてやうとする規則をあなた方は出したじやないか。何がゆゑにこんなものを出したか、しかもこのボツ勅による追加供出の強制買上げの問題は生きておる。そういう法律をちやんと用意してやらなければならぬほど、わが国の食糧といふものはきつうくつなので、そのきつうくつの中に立つておつて、一応いふ問題は、われ／＼は、いも全体を統制することに食糧政策の上からいふと考へておられません。しかしいもまた統制しなければならぬわが国の非常食糧事態といふことからは、何とか国も損をしないように、できるだけ引下げてやうて、いわゆるいもの配給の操作をうまくいたしまして、これをがまんをして食べてもらなければならぬといふ非常事態にあるのです。従つてあなたの理論から行きますならば、九原則によ

る食糧のいわゆる能率的な集荷といひますか、あるいは適正な配給といひますか、そういうものは今日のあなた方のやつております食糧政策からいひますならば、くずれて來てゐると思つて、それが、それはどう思ひますか。九原則による食糧政策はくずれていないと考へますか。これは非常に大事な問題です。から伺つておきたい。

○安孫子政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、つまり統制を全廃するといふような意味で申し上げたものではございません。統制のやり方というものは、いろいろのやり方がありますので、そうした点は全般の情勢を考へまして、適当に変更することも考へたいのではないかと申上げたのであります。それで、現在いもをはずしたわけでありませう、これは全般の情勢からいひまして、今年度は御承知のように四億万円を買い上げまして、一面生産者の価格支持的な作用も考へる、また国内食糧の配給の上からの自給度の向上という点も考慮いたしました。さういふ措置をとつてゐるのであります。そのほかの穀類につきましても、もちろん統制を全廃するといふようなことを考へておるものではありません。時々の見通しといふようなものにとつて、将来の策を考へて参りたいといふことで、研究をいたしておるのであります。この点は誤解のありませんように申し上げておきます。

○井上(良)委員 私の質問の要点が明確でないからと思ひますが、経済九原則によつて、国内産の食糧は最大限を確保することが必要だといふことを、政府みずからわれ／＼に要求して

來てゐるのです。その面から私どもは、いも類の統制を撤廃するといふことは、それだけ、いも類の面だけは食糧がゆたかになつたといふことをあなたは考へておるかどうかといふことです。あなたの方では、一方的に買い上げるというけれども、しかしこれを売らぬといふ場合には、年間需給推算にそれだけの穴が明くといふことです。穴の明いた分は外国食糧をもつて埋めるといふことになるのです。そこに問題があるのです。私も国内でできるものは、なるほどいもみたようなものはだれも食へないことはないのです。しかしよそから輸入しなれば行けない、よその援助を抑がなければ行けないといふ非常事態を考へるとき、まづいけれどもがまんして食べてもらわなければならぬといふ事態に、日本としてはなつておる。それをあなた方ははずしておる。そして極端にいへば、あなたの方の考へ方から行けば、足らぬ分を外国から援助を受けても、こじきをしてまかまわぬから、食つて行くといふ考へ方です。そこに問題があるのです。そこに九原則による食糧の集荷、配給政策のくずれがあるといふことを、私は指摘してゐるのです。それならば食糧のボツ勅といふものを、政府みずから撤廃すべきだと思つて、その点どうですか。

○安孫子政府委員 いも問題は御承知のように昨年、一昨年も、出来秋におきましては相当配給辞退という現象が起きておつたのであります。それは食糧事情が多少とも緩正いたして参りました昨今の現象といひましては、やむを得ない現象であらうかと考へております。しかしながら全然いも

を食べないのかと申しますと、決して

ておきます。

○井上(真)委員 もう一点、その点に

制を撤廃して、政府みずから食糧事情

をして伺いたいのは、きのうも大分議

秋の作況によりまして、いずれにころ

そうではありません。配給のいもは食

ついで確かめておきたいのですが、私

が緩和したということを言っております

論になりましたが、一体政府の買上げ

びますか、そのときの情勢に応じて、

べないが、そうでないものは食べると

の申しているのは、いわゆる国内の食

すし、国内ストックも相当あります

場合、一般市価のいもよりも値段が安

ばならぬかと考えております。

す。従いまして、この際いもをはずし

しましてはボツ動による非常手段を講

ておりますから、この際ボツ動による

ただちに民間に拂い下げるか何かの緊

論になつておりますが、私も指摘い

を配給のルートに乗せるわけでありま

し、追加供給の割当をやる処置を講

撤廃をする意思があるかどうかという

急処置を講じなければならぬと思いま

ぬ前に、地方長官会議において、すで

すが、そのほかにも決して食べられ

はいもの統制を撤廃している。それが

ことを、この際伺つておきたい。

急処置を講じなければならぬと思いま

ぬ前に、地方長官会議において、すで

相当のものは工業用に参りますけれ

結局押詰まつて行くと、外国食糧に

おきまする食糧需給関係の度合いに

あるいはまた政府から直接公団に拂

合はどのような処置をとるのですか、こ

も、また相当部分は消費者の口に入

依存をしていくということになる。そ

うお話であります。政府の考え方を問うとい

下げる価格でやるものか、そういう場

合はどのような処置をとるのですか、こ

もの、価格の問題はいろいろあるか

れから国内における食糧の集荷及び

に對しまする政府の考え方を問うとい

下げる価格でやるものか、そういう場

合はどのような処置をとるのですか、こ

と思ひますが、本年の作況のいかん

配給の適正化、こういう面に全力を注

がでないで、外国食糧に依存をしてい

だいまのところ、ただちにこれを改廃

の点を伺いたいと思ひます。

よりましては、あるいは政府が非常

というところが顯著な事実となつて現

する考えは持つておりません。

○安藤子政府委員 今年の秋のいもの

点についてお答え申し上げます。これ

買ひにくいという状態になる場合もあ

ります通り、大体八百萬石から一千

正の法案の提案理由において、政府

つたのであります。市価が相当高い場

形を考へますと、市価が相当高い場

か、政府のストックを食いつぶすとい

年の繰越しが千七百萬石、本年末繰

ずから食糧が足らぬ、だからこうい

には、政府は買入れに非常に困難を

に、政府は買入れに非常に困難を

うことにならうかと思ふのでありま

近の繰越しを政府はやろうとしてい

非常手段をとらなければならぬと説

しておきながら、今日こへ審議にか

けております食糧法の一部改正案に

うに、結局国内産の食糧を度外視し

食糧です。この外国食糧には、御承

いては、いもの類の統制は撤廃するこ

て、これが配給に非常な支障を来し

て、政府の手持になるであろう。そ

外国産の食糧でそれを補填したとい

出されたいのです。国内産の食糧

から抜こうとしておる。それで政府

一方的な考え方においてこれを買上

げようというのです。しかもその買

形になるわけでありませうけれども、

絶対量が不足しているのだから、

一方的な考え方においてこれを買上

げようというのです。しかもその買

上げは、昨年までは八億萬貫でいい

か、事態は必ずしもそうではなく、

絶対量が不足しているのだから、

一方的な考え方においてこれを買上

げようというのです。しかもその買

上げは、昨年までは八億萬貫でいい

の口にも相当入つてゐるのであり

だけ輸入するといふのなら、くつが

上げようというのです。しかもその買

上げは、昨年までは八億萬貫でいい

上げは、昨年までは八億萬貫でいい

す。それはやはり日本の食糧の充足

ではない。そこに問題がある。だから

四億萬貫というわけでは、それだけ

四億萬貫というわけでは、それだけ

四億萬貫というわけでは、それだけ

るのではありません。それでは、

事情が非常に緩和されたとは考へて

四億萬貫というわけでは、それだけ

四億萬貫というわけでは、それだけ

四億萬貫というわけでは、それだけ

まして、四億萬貫を政府が買ふとい

中心にして、いもの類の買上げ法

四億萬貫というわけでは、それだけ

四億萬貫というわけでは、それだけ

四億萬貫というわけでは、それだけ

策を依存させるのだ、国内の生産

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

維持向上に非常にマイナスの作用

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

すものであるといふことに対しては、

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

いろいろ御議論があつたと思ひま

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

が、私どもは必ずしもさうには思

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

提議されておられますが、それなら

くつづけたか。その当時私も、が政府にここで答弁を求めた時分は、米麦の算定価格の比率でいゝ類の価格をきめる。経済事情によつて価格をきめるといふようなことは一切答弁しておらぬ。しかるに、法文となつて現われたときには、この需給事情ということが出て来ておるのです。これは非常に困ると思ふのですが、この点についてどうお考えですか。

○安孫子政府委員 従来も申し上げております点は、米価に對しますいもの指数でありますが、これは一定のものがあるわけです。地方長官會議あるいはその他の機会におきまして、大体この割合、対米価費はくずさないで行きたいと思う。しかしものかつての価格、あるいは食糧事情の全般から考えますと、多少とも低目にならざるを得ない情勢であらう、こういうことは、壓時申し上げておるのであります。しかしながら農政策の立場から、できるだけこれをくずさない方向で行きたいということをお願いしますのは、要するに対米価費のことを一応考えておるのであります。この点は需給状況あるいは経済事情によつて考慮して参らなければならぬが、従来の私どもの考え方からいたしますと、現在の指数をもう少しくずさないでこの間を処置したいと参りたいと考えておるわけでありま。

○井上(良)委員 次に、配給会館の末端及びその中間機關の問題でございますが、先般事務局の説明によりますと、現在の末端配給所は九月三十日までこれを民間に移すという御説明であつたように聞いておりますが、そう

なりますと、これは民間の販売業者というところにこの際なると思います。そうなりました場合に、民間販売業者の職員は、今の末端配給所の職員を充てようとするのでありますか、全然別に考えるのでありますか、これが一つ、それからいま一つは、現在の配給所の動産、これは一体どういう処置をするつもりでありますか。かつての営団当時の配給所が食糧配給公団の配給所になつておるところもありますが、その場合に、その建物及び什器等は、公団が借り上げておるのではないかと思うのです。そうしますと、そういうところはそのまま営団に出資した人に返せばいいということになるわけでありますが、そうではない、新設した場合、この動産はどういう処置をするつもりか。それからその次に問題は、販売業者の資格の問題であります。これも大体は従来米屋をやつておつた人、あるいはまた農協、生協その他知事が適当と認める人、こういうことになるらしいのであります。ところが、問題はその資金の問題であります。つまり一番問題となつておりますのは、薪炭特別会計においてもそうでありますが、例の末端配給が、登録制度によつて一定の消費者の登録を受けさえすれば、販売業者になれるというところから猛烈な競争をして、一定の消費者の登録を集める。ところがかんじんの信用とか、資産とか資金とかいう面に、対する制限が設けられてないために、一方政府の方から一応規定を設けて、何日まで金を納める、あるいは前金を納めろと言いましても、いろいろな事情があつて、遂に滞ることになる。こういうことから政府への負債が相当

國民の重要な主食でございますから、主食を扱うところの販売業者が、政府から拂下げられますところの米を、一体どういう資金繰りによつて買うかという問題が、大きな問題になつて来ると思います。そういうものについて、別に資金のわくを政府の方で融通するところのか、それは自己資金でやるのか、自己資金でやります場合は、一定の保証金をとつておくのか、この点は非常に重要でありますから伺つておきたい。

○安孫子政府委員 民間企業にもし小売を移した場合の資金繰りの問題であります。いろいろな想定をいたしますと、ここで百五十億ないし二百億程度の資金が想定されるのであります。これはまだ非常にラフな計算でありますので、もう少しつめて参りますれば、もつと減るのではなからうかと思うのであります。相当の資金がいるが、これについては、もちろん自己資金というものが相当部分占めるだろうと思うのであります。それからある部分につきましては、食管特別会計において、延納の形によつて見てやらなければならぬ部分もあるいはあるかと思うのであります。そのほかのものについては、資金のあつせんをいたしまして、この資金の困難な点を、私どもとしては解決をして行きたいという腹組みをいたしましたおるわけであります。

職員につきましては、大体現在の公営の末端職員は、委託の場合には、そのまゝ大部分が切りかえられました全業の職員になる公算が多いと私は思つております。

それから動産でございますが、動産

はやはり適正な価格によつて公園が
廃止されます際にこれを処分すること
にならうと思ひます。

○井上(眞)委員 先般本法律案にも出ておりますが、公団の資金の増額の九千万円の内容を、資料として出してもらつたのによりますと、三億三千四百万円という膨大な配給所、精米所の不動産取得、貨物自動車等の取得、こういうことに内訳されておりますが、これは新設のもので、それとも今あるものを公団が買おうというのですか、この内容を明らかにしてもらいたいと思ふのです。と申しますのは、今あなたは公団の不動産を販売業者に譲るといふことを言われたが、そういうことになつておるのに、こゝへまた今公団が新しく配給所、精米所の不動産を取得するといふのと、一体どういふ關係になりますか。非常にやつかいな問題であらうと思ひますから、この点問題を明確に願ひたい。

それからついでに、中間機関として、卸機関ができるらしいのですが、この卸機関は、現在政府の倉庫から公団への精米その他の輸送、それから配給所との關係の、いろいろなきき袋とか麻袋とか、その他のものの評価といふか、こういう仕事をやるのですか。つまり輸送機関は卸が握るのですか、政府が握るのですか。それともこれは全然別につくりましますか、この点。

それからいふ一つは、末端機関や鉗
機関を設けました場合、また精米所を
民間に移行しました場合、それに関連
して起るのは閉鎖機関の問題でありま
すが、御存じの通り、公団ができまし
てから営団は閉鎖機関に指定され、閉
鎖機関の財産は公団が一時借り上げら

形的になつておる。その借入金は、一借主の國にどのくらいに上つておるか。それは依然として公団にその財産を貸したまま、清算事務はほとんどせず、そのままでずつとその事務を續けておるやうにわれ／＼は見えておるのでありますが、それでありますと、これはたゞいへんな問題になつて来ると思ひますので、一体この閉鎖機關が今日まで閉鎖されなかつた理由はどこにあるか。それで閉鎖機關から現に借り上げておるいろ／＼の動産、不動産等の使用料、これは公団が一体とのくらいに借り上げておるかといふことについて、御説明を願ひたい。もしお手元になう資料がない場合は、至急に取寄せていただきます。

なおこの際特にお伺いしたい点は、これから末端の配給、それから中間機關等が民間に移行されました場合、公団の役職員はどのくらい減員になるか、それから食糧管理局、いわゆる今食糧庁ですが、食糧庁の人間はそれによつてどのくらい減るのか。

さらにいま一つ伺いたい点は、これはあなたの所管ではないが、農林次官が知つておられるかわからぬが、本案が通過しました場合、御存じの通り、ばれいしよ、かんじよには統制がなくならずから、そうなりますと、ばれいしよ、かんじよの作況及び実收額の調査というものは省けることになりますが、この場合作報の人員はどのくらい減る見込みであるか、これらについて御説明を願いたいと思います。

○安孫子政府委員 本年度の基本金増額については、この前も御説明申上げましたように、相当日々の業務支障を来しておりますので、要求

多いのでありますが、来年の三月をもつてこれを打ち切る予定であります。そのうち日常業務にどうしても欠くべからざるもののみを選んで御審議を願つておるような次第であります。従いまして運搬用オート三輪車、小型自動車、衝器、金庫というようなものについてのみ、九千円の増額を案はお願いしておるのであります。そのほかにある／＼な資金要求もあるわけでありまして、三月をもつてやめる前提のもとに、内容は十分審査をいたしたつもりでおるわけでありまして。

それから卸であります。卸の機能は、これは申し上げるまでもなく、卸という言葉ではありますけれども、従来の卸とは違つた内容を持つておるもので、金融あるいは運送というものが主たる業務にならうかと思ひます。その際に政府運送と卸運送との限界がどこになるかということが、お尋ねの要点にならうかと思ひます。大運送は大体政府がいたしまして、現在も公団の支局に処分をいたしまして、支局は末端配給所までの運送を公団として実行いたしております。その辺の運送業務が卸運送にならうかと思ひます。卸のほかに、別に運送会社等をつくるという考えはございません。この辺は卸の機能としてこれを考へておるわけでありまして。それから閉鎖機関というものが、いつ閉鎖されるかという問題でございますが、これは私どもの所管外でありまして、その方面と連絡を取りまして、その上でお答えを申し上げるなり、それからお答え申すことにならうかと思ひます。それから借上げ貸でございすが、

これは調査をいたしましてお答え申し上げたいと思ひます。

それから役員等は相当減るのではなからうかというお尋ねでございますが、もちろん公団が解消いたしますれば、役員等はなくなるわけでありまして、公団全体で八万何千人という人でございすが、これはいろいろ見方がございすが、大体私どもはいたしましては、完全就職という形に持つて行きたいと思ひます。お尋ねでございます。

それからもう一点、食糧庁の人員がこれによつて減るのではないかと、いろいろな話でございますが、私どもはいたしましては、公団がなくなりまして、卸機関が各府県に四つ、五つできると、小売ができて来るという形になります。従来公団の支局等においてとりまじめをしておりましたこと、あるいは食糧事務所において支局のみを相手として仕事はできましたものが、数個の卸機関の振り分けを事務所としてつけなければならぬこと、その他のことからいたしまして、食糧庁の人員といたしましては、公団を廃止することによりまして、むしろふやさないければ円滑な運営がきかないというふうな考え方をいたしておるのであります。

○井上(農)委員 最後、この法律の一番しむいの方に、附則として1と2とにわかれておりますが、1は当然の附則であります。2の「食糧確保臨時措置法の一部を次のように改正する。第二條第一項及び第三條第一項中、「甘し、馬鈴しよ」を削る。」という附則がこの法律につけられております。まあ法文上これら一向さしつかえないことになるか、わかりません。

が、しかしこの附則と申しますのは、この法律案に関連する施行その他についての問題を規定するのが附則の建前でありまして、よその法律をこの法律によつて改正するということとは、これはどう考へて見てもおかしいので、これは当然食糧法の一部改正案を別にすべきであつて、それをこの法律の附則に委しておるというふうなことは、これは何としてもわれ／＼納得できないので、どういうわけか、この点をひとつ伺いたいと思ひます。

○安藤子政府委員 形はちよつと奇妙でありますけれども、四、五年前からそうした形において、法制的にはさしつかえないのだというところになつておりますので、従来の改正の例もそういう例がございしますので、そういう形をとつた次第であります。

○松浦委員代理 午前中の会議はこの程度にとどめて、午後二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時五十一分開議

○小笠原委員 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際お諮りいたします。ただいま本委員会が審議をいたしております農林関係各公団の法律案は、きわめて重要であります。その審査の促進をはかりますために、公団に関する小委員会を種々それら各公団の調査をいたしておるのであります。この際公団に関する小委員会の中間報告を求めまして、各公団に関する法律案の審査の参考といたしたいと思ひます。つ

きましては、小委員会の中間報告を求めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小笠原委員 御異議なしと認めます。それでは公団に関する小委員会の中間報告を求めることに決しました。小委員長よりその報告を求めます。山村委員。

○山村委員 公団に関する小委員会は、最初農林神谷太郎君が小委員長となられまして、三回の会議を開きまして、なおまた、その後私が小委員長となりまして、昨日まで合計四回の会議を開いております。そしてその間に、さきまして、さき／＼の観点から、公団の廃止の問題を中心にして、質疑が展開されておるのでございすが、その質疑の内容はいろいろございまして、後刻記録によることにお願ひいたしたいと思ひますが、結論といたしましては、政府側の各公団の今後の処理構想といひましようか、公団にかかわるべき機関、あるいはまた公団そのものの将来の姿につきましては、御説明があつたわけでございます。実は小委員会といたしましては、各公団をどういうふうにするかという結論は出ておらないのでございすが、本委員会の審議の關係もございまして、特に公団が三月三十一日をもつて一応打ち切りになる關係もございまして、政府側の説明をいたしまして発表せられたる構想を、一応ここに御報告申し上げまして、参考に供したいと存する次第でございます。

まず、飼料配給公団につきましては、こういう構想を持たれておるようでございます。公団統制は本会計年度をもつて廃止する。従つて公団法の期間延長の手續をとらないということでございます。なおまた飼料配給公団廃止直後の混乱を防止するために、飼料配給調整規則を制定いたしまして、次の二点を定めようということでありまして、一つは、農林大臣が必要と認めるときに業者に対する生産または販売の指示あるいは制限を行う。二点といたしまして、大豆は切符制によつて配給することでありまして、なお輸入飼料も統制を解除いたしまして、輸入補給金を停止するということがこの飼料配給公団廃止後の政府の構想でございます。

なお、油糧配給公団につきましては、油糧は今後たね油、大豆油、鯨油、輸入油脂を中心として統制を続けまして、さらに食料品配給公団より砂糖局を吸収し、油糧砂糖配給公団として存続することに相なりまして、これに要する改正法案を提出したという説明でございまして、なお魚油、米ぬか油は公団統制品目からはされず、ということでございます。

食料品配給公団につきましては、砂糖業務を油糧配給公団に移譲いたしまして、本会計年度をもつて解散する、という説明でございまして、但し米、大豆、とうもろこし、原料の輸入關係で、大豆は公団統制を継続いたしまして、大豆はフリー・クォンティティを採用する、という説明であつたのでございまして。

なお、食糧配給公団につきましては、食糧法の改正によりまして今後一箇年存続されますが、その間に公団の機能及び施設は逐次末端より解放される、ということでございます。すなわち、

まず第一に、小売施設は四月から着手いたしまして、八月三十一日までには民営に移し、公団の委託経営形態に移す考えだそうでございます。しこうして来年一月一日より公団委託制度をやめて買取制度に移す。この小売り店舗は大体におきまして五百から千の世帯を標準に、消費者選択によつて知事が認可するといふ形式をとらうとする構想のようでございます。なおこの主要食糧の卸売業者は、小売りの選択によりまして知事が許可し、明年一月一日から買取制度をもつて出発するといふ構想でございます。卸売りの数は一県五箇所を基準とした複数制をとるといふ説明であつたのでございます。

その他の公団の機能は逐次減少いたしましたので、明年三月三十一日をもつて廃止されるという説明であつたのでございます。

最後に肥料配給公団でございますが、公団令は本会計年度末をもつて失効することになつてゐるので、政府はとりあえずその有効期間を一箇年延長いたしましたので、その間春肥配給終了の上、末端より逐次なるべく早く廃止する方針をとつておりますが、肥料は農業生産上最も基本的な資材であつて、肥料配給機構の改革問題はあまねく生産、流通、消費各部門に通ずる一大問題であるので、いまだ最終的な結論に達しておらないという報告であつたのでございます。

政府の発表されましたこのような構想に対し、委員会におきましても、さまじく議論が展開されておるのでございまして、まだ最後の結論は得ておりませんが、問題がさるる重大でございしますので、本委員会において各党

各派の態度を決定することが最も當を得てゐると思へ、一府政府の示されたところを報告いたしまして、中間報告といたす次第でございます。

○山村委員 くだい私の小委員長報告に、一つつけ加えていただきたい点がございまして。それは肥料配給公団に關する米ぬかの問題でございます。米ぬかは現在最も重要な飼料でございます。その品質を保存し、農家の保管に便ならしめることが必要であると同時に、油糧資源確保の意味をも含めまして、食糧配給公団より発生する米ぬかについては、都道府県知事の指定する数量は、搾油工場に出荷、脱脂しめることにするといふ一項が、つけ加わつた点でございます。その点を先ほど小委員長報告につけ加えていた

○小林(通)委員 農事進行について、この際委員長の御意見を承りたいと思つて、先般の委員会におきまして、私は最近の衣料品の問題について、委員長にお話をいたしておきました。衣料品の問題が、どういふふうになつておるかということでありまして、先般の新聞によりまして、閣議で対策がきまつたらしく、その結果が公表されておりますが、この問題は、委員長が責任を持つて政府を擁護して、この委員会に急速に発表するということをお約束しておりましたが、今もつて委員長はそ

して、お聞きしておつたのであります。特に現在の公団に奉職しておる者よりも重く用いるといふふうに、私はお聞きしなかつたのであります。その点は特に重く見るということ、私はもとしましては考えておりません。しかしこれを全然排除するといふ考えも持たない。しこういふように御了承を願ひたいと思ひます。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

○小笠原委員 先般の新聞に引続き、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。

に合わない点もあることは御承知の通りだと存じます。それでこの法律が来るの三月に一応なくなるわけでありますが、その後の統制をどういたすかという点については、私も早急に方針をきめなければならぬと考えているわけであります。従いまして、この点につきましては、ただいまいろいろの方面と十分連絡をとりながら、来年の三月以降の方針について研究をいたしておる次第でございます。食糧確保臨時措置法そのものをあの形において延ばすことよりも、ここに何かしら改善方策を加えて、新しい立法をしなればならぬのじやなからうかと、大体考へておる次第であります。

○高田(富)委員　そうすると、来年の三月にはこの法律が失効になるので、そのときのことについては考慮中ということがあります。二十五年度は全然変更なく、法律に従つて予定通りの方法で、予定通りの数量を管理することとは、はつきりきまつておるのでありますか。

○安藤子政府委員　この点はいろいろ研究をいたしておるわけでありますが、たとへば今年の供出割当の問題につきましても、非常に重たいという声を一面聞いているわけであります。地方によりましては、いまだ未端割当もできていないところもあります。この点をどのように調整をとつて行くかというところは、本年度の問題としても、私どもは十分考へて参らなければならぬかと思つております。しかし食糧確保臨時措置法が存在しておりますので、その線に沿つて運用をやつて行きたいと考えております。

○山村委員　先ほど御報告申し上げました小委員会の模様の中におきまして、特に小委員会におきまして大体の意見の一致の、最後の結論とまでは申しませんが、模様の見えましたのとは二つの点でございまして。一つは餌料需給調整規則はむしろいらぬのではないかという意見でありまして。いま一つは、肥料の処分の中におきまして、肥料の確保は今農家には喜ばれない肥料であるから、むしろこれを早期に処分して、これの輸入をお断りしたらいいかと、この輸入をどうする点について意見が強くつたのでございまして、これにつけ加へまして、一応現政府といたしましては、需給調整規則の廃止の問題について、並びに確保の早期処理の問題につきましても、どのような御見解をお持ちでありますか、一応お聞きしたいと思つております。

○高田(富)委員　ただいまの御説明によりまして、本年度の事前割当は非常に重たいという声があり、まだ未端割当ができないようなところもあるから、場合によつては少しまけるかもしれないというようにとれるのでありますが、そうなりますと、大政府の考へては、この間の事前割当を少し減らして、残余の部分については供出後の自由販売というように措置をとる考へてあります。

○安藤子政府委員　ただいまのところさうな考へは持つておらぬわけでありまして。先ほど供出数量が非常に重たいと申し上げましたが、むしろ供出量が重たいというよりは、従来の食糧確保臨時措置法の運用上の観点から言いますと、災害がありまして十分に補正が行われなかつたという点が、最も生産者にとつて痛かつた点であらうと存じます。その辺の運用につきましても、本年度は十分考へて参りたいと考えておる次第であります。

○山村委員　餌料につきまして小委員長の御報告にありましたように、私は四月以降全面的に廃止する予定でおりますが、なほ一部のものについて需給調整規則を制定いたしました。若干の措置を続けて行きたいという案を持つておるのでありますが、これに對して、その必要がむしろないではないか、どういふ点でそういう必要があるかという点でございまして。その節私からお答えいたします。その節私からある程度数字に基いて御説明を申し上げましたように、現在の餌料の需給の見通しをわれわれが立てて参りますと、大政府年度の需給の見通しは、需量に對して不足するところがある程度、不足いたしましたところでありまして、数字的に申しますと約八〇〇万前後の需給がよりやく可能な実情にあるのであります。こゝういふ実情にあれば、一方においては食糧事情も逐次好転いたして行くわけでありまして、この際完全に手放しにいたしても支障がないじやないかという御意見だろつと思つておりますが、実は私も似た思つては、大切な餌料の確保の責任を持つておるわけでありまして、なほ二〇〇万前後の不足に對しまして、実は完全な自信が持て得ない気がして、一つの前提になつておりますと同時に、私も考へております個々の品目について申し上げますと、たとえば大豆かすについて申しますと、これは一方において

によりまして、醗造用その他の用途として統制が継続されるのであります。同じ品目でありまして大豆かすを、同じ油糧公園から飼料用として放出になる筋になるわけでありまして、そのものが一方においてのみ、しようゆ等の原料として統制が継続せられ、飼料としてはこれの統制が行われぬというやうなことになるかと、実は飼料の面から申しまして、これを確保する上において皮障が考えられますので、そゝういふ見地から大豆かすは引續いて統制いたして行きたいという考へ方でありまして、米ぬかにつきましては、一方においては、米ぬかが飼料資源としてわが国内において最も重要な飼料でありまして、これは実は飼料資源の大宗とでも言ふべき地位を占めておりますことは、御承知の通りであります。これは委員長の御報告にもありましたように、一方においては油糧資源としても重要な資源であります。油糧資源の確保の必要もありまして、先ほど御説明がありましたような程度における統制を実は續けて行きたい、かような考へておるのであります。品目から申しますと、その二つについて統制という言葉をいまして、いかにもきつた感じがするけれども、さういふ程度のものにおいてやるために、飼料需給調整規則を臨時物資需給調整法に基いて制定いたして参りました。かような考へておるわけでありまして、そゝういふ私どもの考へ方の前提が、先ほど最初に御説明を申し上げましたような点でありますので、この統制を將來長く續けて行くか、あるいはやつてみたが、間もなくその必要がな

くやつて来れば、それを廃止するかというやうなことに等につきましては、もちろん私も何らこだわつた気持ちを持つていないのであります。さういふ意味で、私どもの考へ方について御了承をお願いしたいと思つておる次第であります。

○高田(富)委員　そうしますと、この食糧管理制度的問題がこゝでいよいよになりまして、非常な不安を感じておることになるのではないかと。そこへ持つて来てこゝういふ法案が、いよいよ明瞭な形で出て来たのであります。が、この提案理由にも書いてありますように、本来政府は現在の食糧需給關係、あるいは財政上の観点からすれば、全然買上げはしたくない、買上げない方がむしろいいのであるけれども、特に農家が急激な打撃をこうむることを考慮して、四億万圓だけは買上げの措置を保護的にとるといふやうになつておりますが、はたしてこれが保護になるか否かといふことになりまして、先般各委員の質問によつても鋭く追究されておるところでありますけれども、数量がきつて少く制限されておる。また価格がほとんど需給状況に左右されるやうな文句もありまして、さういふことであつたので、こゝういふ法案が発表されますと、一層不安を多くすることはありまして、決して農民が保護されるというこゝろは考へられぬ。そこでこの点につきまして、政府はこのいふ類の問題で出て来ました本法案に現れておるやうな方式で、はたして今後農民の生産を維持し、農業の利益を保護して行くことが

できるといふ確信を持つておられますか、どうですか。

○安孫子政府委員 問題は二つでありまして、いもの生産の保持並びに価格の維持、あるいはこの消費に對し、四億貫政府買入れというふうな程度において、これを維持し得るやいなやという点の御指摘だろふと思つております。この点は累次申し上げております通り、政府買上げが四億貫であります。もちろんそのほかに需要面が大きくありますので、この四億貫の政府買入れといふことも一つの力となりまして、いもの価格のある程度の維持、あるいはいもの消費面における促進といふようなことが、効果的に行われるのであらうといふふうに考へておるのであります。もちろんこの四億貫が八億貫であり、あるいは十億貫であることが望ましいであらうと思つておられますけれども、現在の各般の情勢からいたしまして、われわれといたしましては、最大限四億貫といふところで、この考へ方を実行して参りたいと思つておるわけであり

ます。

もう一点は、いものそうしたやり方をほかの作物にも及ぼすことになるのかどうか、そうすれば問題が非常に大きいのではないかと、いふ点があるように存ぜられます。いもの統制は、当初においてアルコールの原料用の統制から出発しておることは、御承知の通りであります。主食のわくといふものが、実はおかしいのでありますけれども、主食のわくの中に入れましたのは、よほど統制といたしましてはあとの段階であつたのであります。ほかの穀物と、かんしよ、ばれいしよ等のいもの類

につきましては、いろいろ統制方式も違つたり、従ひましていもの関するやり方が、当然にはほかの米麦等にそのまゝ及ぶといふようなことは、私どもは全然考へておらぬのであります。その間に性質の違い、あるいは沿革の相違といふようなものも十分考慮をいたしまして、研究を續けて参りたいと思つておる次第であります。

○高田 富委員 大臣にお伺ひしたいのですが、いもの買上げも四億貫しか買わないといふような措置をとることになつておるときに、この原因が外国食糧の流入による食糧事情の緩和であるといふことは明確であります。ところがこの間新聞にも発表されましたように、覺醒があつて、そうして食糧輸入の関税の永久免除とか、あるいは統制方式を緩和しろとかいふようなことについて、目下政府では相當の思ひでありますが、この輸入関税の永久免除、それから今後の食糧の管理方式を何らかの方法で撤廃するとか、緩和するとかいふことについて、政府は現在どういふ態度で臨んでおられるかをお聞きしたいと思ひます。

○農務大臣 関税問題については、新聞にも伝つておりました通り、正式な指示ではないのでありますが、向うの一部の考へ方が移されたのであります。御承知の今日の関税は一応定めであるのでありますが、主要食糧並びに綿花等につきましては、国家が管理してゐる。ことに補給金を出してゐるものは政府が関税をとつて補給金がふえるという結論になるのでありますから、年々法律をもつてこれを免除するという形式をとつてやつておるわけ

あります。今向うから食糧に對しては、永遠に関税を廃止したらどうかといふような示唆があつたわけでありますが、政府といたしましては、現在では海外の食糧が高いのでよいのでありますが、もし安い価格になつた場合には、輸入をしなればならぬ場合において、日本の農業に非常な圧迫を加へるといふことになるのでありますから、自主的な関税を設けられような時代になりました。この関税政策は維持し、かつそういう場合においては、当然この関税を行つて行くといふことが必要だと存じておりました。関税を撤廃するといふことは、政府として考へておらないのであります。將來自主的な貿易の開始される場合におきまして、現在関税政策を持つてゐるといふことが、その場合において最も有利な條件を得られることと、かように考へておりました。関税は依然としてその制度を維持する考へを持つてゐるわけであり

ます。

○高田 富委員 関税を維持して行くといふことは非常にけつこくでありまして、その通りでなければならぬと考へるわけでありますが、問題はきわめてこれは明瞭なことで、外国から入つて来るものがだん／＼安くなつて、近い將來に国内価格より安くなつて、いふことが予想されてゐる現在、こういうことが示唆されて来たといふところに、非常に重大な問題がひそんでゐると思つてあります。そのことは現在まだ向うの価格が多少高いときにおきまして、やはり主食の中からもや雑穀を除いて行くとか、統制を緩和するとかいふような形で、實際上農村の生産者も利益を相當犠牲にしながら

でも、外国の食糧を政府の予定より以上に買わざるを得ない状況に現に立つてゐるわけであり。こういうふうな状況で、こういういふ国際情勢から来る要請が非常にきびしくなつて参つておりますので、なまなかのことでは、政府がそういうふうな意向を持つてゐることはけつこくでありますけれども、どうしてそれを完遂できるといふことが、なか／＼国民には信頼がでない。もしそれだけの考へがあるならば、現在すでに入つて来ているこの輸入米の操作について、輸入の数量について、政府は自主的に明確な限度を設け、また現在の統制の緩和傾向に對しまして、これにかわる新しい保護政策を明確にして、実行できる確信と用意がなければ、將來の国内価格よりも安くなつたときに、だん／＼輸入されて来て、そのため国内に相當現在以上の農業恐慌を惹起するであらうといふ不安は、どうして除かれぬと思つておられます。従つて食糧がまだ向うの価格がこつちよりも高い現在におきまして、今流入しつゝある外国食糧の量を、昨年当初政府が予定されておりました程度の線に食いこめまして、いもの統制の撤廃であるとか、あるいは雑穀であるとか、あるいは安孫子長官からお話があつたように、本年度事前割当の変更について、これを減らすかもしれないといふようなあいまいな態度をなくしまして、流入の限度を明確に示して、その線で食ひとめる。そうして国内においては、農民の売りたいものはこれを無制限に買つて行くといふ、確固たる農村保護の対策を、現在在明示する必要があると思つておられます。その点につきまして、農林大臣

は現在の予定数量である三百四十万トン、あるいは三百七十五万トンというふうなものを、あくまでこれがどうして必要であるといふふうにお考へになつて、そうしてこのようないもの統制撤廃その他の統制緩和の問題を現在出しておられるのであります。それともくどういふのですが、目標額を明確に示しまして、それ以上の輸入をやめる、輸入計画を縮小するといふことをやる意思はありますか。

○農務大臣 御承知の通り、今日日本の食糧の基本政策と申しますか、これは連合軍の責任によつて考へられておるのであります。日本の食糧は、御承知の通り年々歳々不安定である。供出の問題につきましても、いろいろ各地の問題が起る。事前割当いたしましたものがそれが風水害等のために免責問題が起り、あるいは補正の問題が起る。まことに不安定な状況にある。しかも日本国民の食糧の実態から申して、いもの配給辞退をするとか、いろいろの現実から考へまして、食糧の基本責任をもつておる連合軍としましては、日本国民の食糧を安定せしめなければならぬという立場から、日本の生産状況と見合せて、輸入の食糧量をおおよそきめておるわけであり。しかしいつまでもこのガリオアで日本を救済することはでき得ないのであります。漸次これは減らされて参ります。おそろく何年続きますか、長いことはないと存じますが、本年度の輸入計画においても、約四百四十万トンそこ／＼がガリオアで入つて、あとは輸出の力によつて輸入するといふ情勢に置かれておるのであります。しかしこれは日本の国内生産も不安定であるが、

承知しておりますが、組んでなかつたでありますか。

○安孫子政府委員　かんしよの商品代の中に入つておるわけであります。かんしよという項目では入つておりません。しかし食糧管理特別会計の全体の商品代の中から申しますと、四億万貫程度の買入れは、大体二百圓といたしまして、八十億圓見当のものは商品代の中から出せるという考えをいたしております。しかし予算でありますので、予算の説明参考書の方にはいも類の買入れ代金も含むという説明を付しております。

○高田(富)委員　はつきりした予算がなくて、あとから買ひ入れることにきまつたので、そこからひねり出したということは事実だと思ふのです。そういうふうな食糧特別会計の運用といひますか、それが非常に非計画的であつて、昨年度なんかは、非常に早場米の奨励金を切つたり、等級を落したりいろいろやりまして、相当浮いておる部面があるわけですが、これらのものがほとんど外国食糧の買入れ、貯蔵というような方向にまわされているだらうと思ひます。そういうような点で、はなはだ運用が非計画的であつて、当初政府の予定されたよりも、はるかによけい外国食糧を買つており、そしてまた一方には、現在のように全然買わない予定であつたいもなどを買ひ入れた金を、またどこから引出せるといふように、食糧特別会計の運営につぎまして、はたして今の農林省政府当局は、自主的に運営の計画を立て、これをやつておるのでありますか。それともその都度関係方面の指示によつて、予算外のいろ／＼な動かし方が

承知しておりますが、組んでなかつたでありますか。

○安孫子政府委員　かんしよの商品代の中に入つておるわけであります。かんしよという項目では入つておりません。しかし食糧管理特別会計の全体の商品代の中から申しますと、四億万貫程度の買入れは、大体二百圓といたしまして、八十億圓見当のものは商品代の中から出せるという考えをいたしております。しかし予算でありますので、予算の説明参考書の方にはいも類の買入れ代金も含むという説明を付しております。

○高田(富)委員　はつきりした予算がなくて、あとから買ひ入れることにきまつたので、そこからひねり出したということは事実だと思ふのです。そういうふうな食糧特別会計の運用といひますか、それが非常に非計画的であつて、昨年度なんかは、非常に早場米の奨励金を切つたり、等級を落したりいろいろやりまして、相当浮いておる部面があるわけですが、これらのものがほとんど外国食糧の買入れ、貯蔵というような方向にまわされているだらうと思ひます。そういうような点で、はなはだ運用が非計画的であつて、当初政府の予定されたよりも、はるかによけい外国食糧を買つており、そしてまた一方には、現在のように全然買わない予定であつたいもなどを買ひ入れた金を、またどこから引出せるといふように、食糧特別会計の運営につぎまして、はたして今の農林省政府当局は、自主的に運営の計画を立て、これをやつておるのでありますか。それともその都度関係方面の指示によつて、予算外のいろ／＼な動かし方が

額五十億に對して、どうしても二十億
ぐらゐの値引きをしなければ、この問
題は処理されないとつたやうな強い
問題があるわけでありませう。この点に
ついては、大體開きとあると、十
一億何がしかの値引きしかできない。
それもまた最近においては少くなると
いうやうなことも聞くのであります
が、本件については、すでに農協関係
者が集まつて、全国の農民が来月の初
旬を期して大会を開き、政府をゆすぶ
るというか、動かすというか、強硬な
態度に出ようという決意を固めてお
りますから、これはへたをしますと、こ
の問題は再び農林大臣の不信任問題に
發生するかも知れませんから、その点
はひとつ通産省當局、安本當局に強硬
にぶつかつてほしいということを言
ておきます。

○農林委員 大臣にもよつとお伺い
いたします。高田君の質問に對する答弁
の中に、連合國軍は日本國民の食糧を
安定せねばならない責任があるやうな
ことを言われた。言葉は少し違ふかも
しませんが、……、そういうやうな場
合におきまして、もし日本國民の食糧
を安定せしめなければならぬやうな
責任を感じておるとすれば、大臣が
かつての農林委員會において言われた
やうに、……、という言葉はお取消しにな
りましたか、援助の増加ということで、
食糧をよけいに入れて、日本の財政
負担を増さざる結果を來す、あるいは
農村において農業恐慌の素地をつくる
ものではないとすれば、そういう点に
ついては、一體連合國軍の入れるとい
う量と、日本國民が入れてほしいとい
う量との食い違ひがどこに起るのだ
か。その点をはつきり聞きたい。従つ

て私どももいたしましては、日本國內
において必要とする食糧がどのくら
い、どのくらゐ足りないか、そのこと
をはつきりお答え願ひたい。

○農林委員 日本政府はさきにお示
した食糧需給推算によつて、
これだけのものが必要だといふ数字を
出したのであります。

○農林委員 今アメリカにおきまして
は、非常に食糧が余つて來ておる。三
十一億五千万ドルのいも、米あるい
はばれいしよ、これを日本の金に直せば
一兆三千四百四十億円のものが残つて
おる。これを必要以上は買ひなかつた
ら、向うさん自身が下るのですから、
日本が買ひ場合に非常に有利になると
思ふ。その場合に日本國において、必
要以上にそれるということとは、われ
れ國民としても非常に損である。こ
ういふやうな場合におきまして、向う
から言つて來た場合において、日本が
これだけの量でいいと言つてとめるこ
とができるのですか、できないのです
か。その点をお聞かせください。

○農林委員 日本は食糧をことごと
くアメリカへお願いしましたところで、
アメリカの實際の食糧に大した影響の
あるほどの量ではありませう。日本の食
糧は自給度かどの程度にあるか不安な
のであります。これが一つと、二合七
勺の國民全部の消費に對する基準責
任を持つ政府といたしましては、非常
に不安な点であります。どういふ場合
にこの日本の需給推算が狂つて國內の
生産數量が狂つて來るか、この変動が
非常にはなだしい状況にあるのであ
りますから、二合七勺の配給の責任を
持つた政府といたしましては、でき得
るだけの余裕を持ち得るところの需給

推算を立てなければならぬ。これは
ひとりアメリカが——今お話になりま
したやうに、豊作で、日本の輸入食糧
によつて、アメリカの食糧事情を緩
和するなどといふことはとても思ひも
つかぬことでもあります。これはアメ
リカが豊作であるから、日本に食糧を
つて、アメリカの豊作を緩和するとい
ふやうな問題ではなく、日本は日本自
身としての食糧の需給推算を立てて、
それによつてこれだけのものは準備しな
ければならぬ、これだけのものは用意
しなければならぬといふ計画のもと
に、進めておるわけでありませう。

○農林委員 日本に農林省があり、農
林大臣があつて、しかも農林大臣は農
政の權威者であると言つておられ
る。そして日本の食糧が不安だと言
つておられる。日本の食糧の需給量
がわからずして、どうして日本の農業
政策が立つのですか。もし農林省でわ
からず、大臣もそれをはつきりしな
い、不安であると言われるのならば、
今後日本の農政を論議する場合に、
どの役所のどの長官に尋ねたらいいの
ですか。その点に對して大臣は非常に
無責任であつて、もしこれがわからな
いのであるならば、なぜ不安だとい
ふやうなばかげたことを言われるか、そ
ういふ原因はどこにあるか聞かして
いただきます。

○農林委員 答へするまでもな
く、日本の食糧推算は非常に不安な
のであります。なぜならば、昨年のご
と六千五百万石の收穫を予想いたしま
しても、それが何百万石も減收である。
台風が再々來る。病虫害がでる。こ
ういふ事情に遇かれておるのが日本の

農業の状態であります。でありますか
らここに非常な不安がある。しかも昔
は足らぬなら足らぬ、多かつたら多か
つたて自由であつた。しかし今の政府
は二合七勺の責任を持つておる。責任
をもつて責任を行かなければならぬ
です。それが二合五勺になつたら大膽
です。それでどうしても二合七勺の責
任を持つた政府といたしましては、十
分な安全感を持つだけの準備をして行
かなければならぬといふわけでありま
す。

○高田(重)委員 大臣はだん／＼自給
度を上げて行つて、食糧の不安をなく
するといふことでありますが、今日まで
ガリオアによつてその約五割ないし六
割、あるいはそれ以上かも知れませ
んが、五、六割くらいのもものがほとん
ど食糧であります。それほどこさんの
食糧をガリオアで入れなければならぬ
いほどの状態にあるわけですから、また
今まであつたわけですから、従つてその状態
を早く脱却するためには、向うから入
つて來ました食糧を他を売り拂つて
積み立てました見返り資金は、どうし
ても國內の食糧の増産にまわす、言
いかねば、農地の改良あるいは開墾、
あるいは災害復旧、その他農業の生産
力を高めるために、この積み立てられ
た金の大半を使つてこそ、順次自給度
も高まり、ガリオアが切られるときに
は、十分それに間に合ふだけのものが
できる。もしできなくても、相当買
入數量を削減できたはずですから。しか
るに今日ガリオアがなくなるとたん
に参りますと、莫大なものを普通のコ
ンマ一シャルで輸入しなければならぬ。
そのためには輸出をしなければならぬ。
そのために農業の方に投資をする金

ない、こつたことでは、永久に外国
食糧に依存せざるを得ない。外国食糧
に依存するための農業への圧迫といふこ
とが、一貫してここにはつきり現われ
ております。もし大臣の言われるやう
に、どこまでも自給度を高め、外國の
食糧の輸入を少くしようとするなら
ば、今からでも、この見返り資金の大
半を農地改良、あるいはその他農業の
増産に必要な方向へ使うために、努力
すべきであると思ひますが、本年度の
予算を見ましても、ほとんど農業部
には見るに足る投資はありません。こ
ういふ状態では、ますます／＼外國食糧
に依存し、日本の農村は大きな土台と
なつて犠牲になる場面でしかあり得ない
といふことは、もはや何人の目にも明
らかであります。この点について——
見返り資金の運用の点について大臣の
所信を伺ひたい。

○農林委員 見返り資金の運用につ
きましては、大蔵大臣より再々機會あ
るごとに説明いたしておるわけであ
ります。この見返り資金の大半を農業政
策に持つて來て、農業生産を確保して
置くといふ御議論であります。一応さ
やうな御議論も立つと存するのであり
ますが、見返り資金の性質が援助物資
によるものの評価価格と申しますか、
それを積み立てておるのであります。
言いかねばアメリカが日本に物を與
えた、その代価を評価して見積つてお
る、こつた關係で、見返り資金の運
用については、日本政府独断にこれを
行うことができないといふ事情があ
るのであります。しかしながら農業方
面におきましては、これを企業方面に
利用することは、十分道が開かれてお
るのでありますから、極力農業方面

にもこの見返り資金の利用に努力いたしたいと考えております。

○高田(富)委員 本年度のあれを見ますと、一番目立つのは、農業部面はほとんど定額ですが、国有林だけに三十三億予定されておられるというところが、はなはだ了解に苦しむのです。農業部面のほかと比較いたしますと、どういうわけに国有林にだけ膨大なものを積み込むのか、この点をちよつと説明願ひたいと思ひます。

○森田(大)委員 これはひとり国有林野方面だけではない、いろいろの面について利用のことについては交渉をいたしたのであります。しかしさしあたりこの国有林野のみを承認されたのであります。その他の問題はまだ保留されておるわけがあります。決してこれだけを取上げて認めたというわけではなく、まだ問題が續かれておるのであります。今後においても、他の農業政策の方面にも利用する道が開けると考へております。

○小平(忠)委員 簡単に伺ひたいと思ひます。度々委員会最近の新聞紙等に出ます問題について、いろいろ委員から質問されておられますが、また本日新聞紙を見ますと、二十五年度の麦、雑穀について、供出後の自由販売をすることについて、政府の通商会議において、大体これが内定したというふうな報道が出ておるわけですが、また通商は、二十六年度は全面的に供出制度を廃止するといつたやうな新聞報道があるのですが、こういったやうなその新聞報道も、まことしやかに政府と與黨間において、協議が調つたのかのごとく報道されておる。これ

は全国民に及ぼす影響は非常に甚大であります。今日のごとき食糧管理法の一部改正の内容を見ましても、戦後における食糧問題について大きな転換、危機を招来しておると思ふのであります。そういう観点から、この機会に、そのやうな報道あるいはその意図があるのかないのかという点について、明確なる大臣の御所信を伺ひたいと思ひます。それが第一点。

次は米価の問題であります。最近の物価指数から見ますと、パリティ指数が大体百七十、そうしますと右当り約四百円くらいの値上りになつておりますが、この四百円については、当然従来政府の方針からいいますと、このパルク・ペイをだちに実施するといふことではなければならぬわけでありまして、その時期は大体六月ごろということになると思ひますが、農村としては非常に今金詰まりで、営農資金にも困つておる現状からいまして、政府はこれを繰上げて、ただちにこの額を支給するといつたやうなお考へはあるのかないかという点について、二点大臣のお考へを伺ひたいと思ひます。

○森田(大)委員 私は新聞の数を幾つあるか知りませんが、新聞の記事を一々頭痛に病んでもらつて、政府が声明しなければならぬといふことは、たまたまのものではないのであります。きのうの政調会のある一部の委員会と、政府の事務当局との懇談会があつたことは、私は聞いております。しかし結論には達してないはずであります。まだ私はその結論も経過も聞いておりませんが、しかしあつた新聞記事が出たというの、私は非常に驚いておるのであります。しかしあつたという記事が出

すと、まことに国民一般が迷はされるのであります。新聞記事を取扱つていただく面に対しては、常にお願ひいたしておるわけでありまして、しかし独自の立場で自分で書いて自分で出されるのでありますから、これはどうもとめるわけには参りません。しかしながら現段階におきまして、現在の食糧供出制度はどうせかえなければならぬ時期に来ております。それは来年の三月三十一日、今の食糧法なるものの役目が一応終る時期が来るのでありますから、同じことをやるか、あるいはかわつたことをやるか、何とか考へなければならぬのであります。それを考へて行くと申しますのは、私がここで申し上げた通りに、今年まきつける麦は十月の末からまきなのであります。遅くとも八月、九月ごろまでに、二十六年度からは食糧をどういうやうに供出さす、あるいは配当する、どういふやうに配給するといふ方法を立てなければならぬ。私もその必要を感じておりますので、目下いろいろ研究を進めておるのであります。またここで申し上げるところの具体的な方法にはなつておりません。いや雑穀をはずすとか、いや供出後の自由販売とか、一部でそういうことを考へておる人もあるやうかと存じますが、決して政府の案でもなければ何でもないのではありません。政府の発表は、官房長官が発表いたしますことが責任ある発表であります。農林大臣談話というのとときどきよそで出ておられますが、それも私の責任ではない、ときによつてはあやまつた報道をされるので迷惑いたしますが、政府の発表は、各省における記者クラブというものがあつて、その

記者クラブに大臣が会見して発表すること、また内閣といたしましては、官房長官が内閣記者談話の会見によつて発表する、これが責任ある発表と御承知をお願いいたします。

なお米価の問題についてパルク・ペイをやらぬかというお話であります。が、今度この三月で肥料もまた上つて来るわけでありまして、パリティ指数がかわるたびにパルク・ペイしておるわけに行きませんので、ある一定の時期において、適当な際においてこれをパルク・ペイする方針を持つておりますが、農村の金融の行き詰まりといふことは、パルク・ペイぐらいでおつても、そのものではなないのであります。これは協同組合の内容を目下十分に協同組合の幹部と協力いたしまして建直しをして、そして中金から思い切つて金をまわすといふことでなければ、今日の農村の金融問題は解決しない。なかなかこうやく張りでは農村の金融問題は行きません。協同組合がほんとうに生れかわつた立場になつてもらつて、農村が協同組合にきつちりと同まつて、力強きものをつくつてもらわなければ、金融問題は解決せぬ段階に入つております。これは全国の連合会の幹部の方も非常に心配せられておるのであります。また政府といたしましては、連合会の幹部諸君と十分協議を練りまして、そして今までのあくを洗いざらに出してしまつて、生れかわつた協同組合として建て直つてもらふといふことによつて、金融問題を解決いたしたい、かように考へておるわけでありまして。

○小平(忠)委員 ただいま大臣の明確な答弁をいただいたわけでありまして、特に米価の問題については、大臣のおつしやるやうに、パルク・ペイぐらいでは農村金融問題は解決されないと私は思ひますが、しかしパルク・ペイぐらいではおつしやいますけれども、それだけでも助かる。だから何とかそれに対して弁償してもらふ。同時にただいま大臣の御説明のやうに、中金からの融資、これも本日の新聞に出ておられますが、この点については、ひとつ大臣におかれて特に御配慮いただきたい。

さらにただいま問題になつております二十四年度の穀類物資の問題についても、われ／＼は真剣になつて考へているのだが、大臣がどうかできめて、それをかつてに発表してしまふ、われわれにはわからぬ、よくこの委員会において、そういう問題は非常に重要だから、必ず委員会に前もつて連絡をするといふことを公約されても、大臣は今まで全然実行されなない。だからこの問題も非常に心配いたしております。特に農林委員会としても、これを取上げて論議しておりますから、ひとつこの問題もきよくでもきまつたならば、大臣が都合が悪ければ関係の局部課長を通じて、この委員会へ事前に御連絡いただきたいといふことを、特別お願いしたいのであります。その点について確約願へるかどうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○森田(大)委員 政策の決定は、閣議の了解を得なければ発表できません。しかし私は農林委員会という立法機關に御相談すべきことがいふと考へました場合には、皆さんの御意見を借り、また御意見も拜聴いたしたいと考へております。

が、特に米価の問題については、大臣のおつしやるやうに、パルク・ペイぐらいでは農村金融問題は解決されないと私は思ひますが、しかしパルク・ペイぐらいではおつしやいますけれども、それだけでも助かる。だから何とかそれに対して弁償してもらふ。同時にただいま大臣の御説明のやうに、中金からの融資、これも本日の新聞に出ておられますが、この点については、ひとつ大臣におかれて特に御配慮いただきたい。

○高田(富)委員 見返り資金のことで御説明がありましたので、この機会にもう一つつけ加えて御質問したいと思ひます。いろいろな面で使おうと思つて編請しているけれども、結局きまつたのは国有林で、今後また国有林以外のものもあるだろうというお話ですが、やはりものには順序があつて、たとへば少量のものが出るとすれば、当面一番重要な食糧の方面に向けるべく、政府としては最大の努力をすべきであつて、国有林の方へ持つて行くというやうなことは、どうしてもこれは理解できない、こういうふうなことも考えられる。日本の国有林野といへば針葉樹であり、針葉樹の軍事的価値といふことも当然推察せられまして、これは非常に重大な問題であると思ひますので、この点について大臣はどういうふうに考えておられるか、明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○森岡委員 いろいろうふうにとつて、見返り資金の運営の面については、先ほどお答えした通りであります。こちらが緩急の度を考えまして、相手の緩急の考え方によつて、こちらの緩急の度と合致する場合もあります。しかし今お話の通り、日本においては今何をおいても食糧増産を第一義として考えて行かなければならぬのでありますから、今後そういう方面に利用するよう、一層の努力をいたしたいと存じます。

○小笠原委員長 小林委員、大臣が出席しております——小林委員がおりませんので、それではあした……。

○小笠原委員長 この際連合審査会開会の件についてお諮りいたします。ただいま大蔵委員会に付託になつております米國対日援助見返り資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案は、本委員会の所管に属するものが多分にあるのでありまして、本法律案の審査のために、大蔵委員会と連合審査会を開くことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは連合審査会を開くことに決しました。なおその日時につきましては、電気通信委員長、運輸委員長、及び大蔵委員長と協議いたしましたので、公報をもつて御通知いたします。

本日はこの程度にとどめます。次会は明二十五日午前十時より開会することといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会

昭和二十五年四月十六日印刷

昭和二十五年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所